

各室・部の長 殿
各支社長 殿

建設・技術本部長

請負工事成績評定要領

請負工事における成績評定に関する手続を、下記のとおり定めたので、これにより適切に実施されたい。

記

第 1 条（目的）

この要領は、東日本高速道路株式会社が請負契約を締結した工事の成績評定（以下「評定」という。）を行うにあたっての必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保し、技術水準の向上とともに、その後の競争参加者の技術的能力の適正な評価に資することを目的として制定する。

第 2 条（評定の対象）

評定の対象は、原則として 1 件の最終の請負代金額が 500 万円以上の請負工事について行うものとする。

ただし、自然災害や人為災害が発生したために破損した道路、又は自然災害や人為災害が発生したことにより破損の恐れがある道路の応急措置を目的とした緊急工事を理由とする随意契約の工事は除くものとする。

第 3 条（評定者）

評定は、次の各号に掲げる者（以下「評定者」という。）が行うものとする。

- | | | |
|-----------|---|--|
| 一 検査員 | : | 別に定める「工事に関する監督・検査要領」（以下「監督検査要領」という。）第 13 条に規定する検査員 |
| 二 総括技術評価員 | : | 監督検査要領第 3 条に規定する監督員 |
| 三 主任技術評価員 | : | 監督検査要領第 4 条二号に規定する主任補助監督員 |

なお、契約責任者が監督検査要領第 3 条の規定に基づき、自らを補助する補助者を置かない場合は、契約責任者自らが総括技術評価員及び主任技術評価員の評価項目分を評価するものとする。

第4条（評定の種類）

評定の種類及び評定を行う時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 しゅん功評定 : 監督検査要領第14条に規定するしゅん功検査を行った際に行う評定。
なお、一部しゅん功評定や中間技術評定を行っている場合は、その結果を評定点に反映するものとする。
- 二 一部しゅん功評定 : 監督検査要領第15条に規定する一部しゅん功検査を行った際に行う評定。
なお、中間技術評定を行っている場合は、その結果を評定点に反映するものとする。
- 三 中間技術評定 : 監督検査要領第16条に規定する中間技術検査を行った際に行う評定。

第5条（評定の内容）

評定は、次の各号に掲げる内容について行うものとする。

- 一 施工体制 : 工事における施工体制及び配置技術者に関する内容の評定
- 二 施工状況 : 工事における施工管理、工程管理、安全対策、対外関係に関する内容の評定
- 三 出来形及び出来ばえ : 工事目的物の出来形、品質、出来ばえに関する内容の評定
- 四 工事特性 : 工事の条件、技術的条件等に関する内容の評定
- 五 創意工夫 : 受注者の工事を実施する際の工夫に関する内容の評定
- 六 社会性等 : 受注者の工事中における地域貢献等に関する内容の評定
- 七 法令遵守等 : 工事における法令遵守や総合評価落札方式で技術評価を行った項目の履行状況等に関する内容の評定

なお、前条の評定の種類に対応する評定内容は、下表のとおりとする。

評定の種類	評定の内容
しゅん功評定	上記一号から上記七号に掲げる項目すべての評定
一部しゅん功評定	上記一号から上記七号に掲げる項目すべての評定
中間技術評定	上記二号のうち施工管理に関する内容の評定及び上記三号に掲げる項目の評定

第6条（評定の方法）

評定者は、監督の状況や検査の状況の結果を踏まえ、工事毎に的確かつ公正に行い評定を行うものとする。

2 評定の対象となる工事の受注者が、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であって、その形態が「乙型」の場合は、特定JVの構成員が分担して施工する工事の内容に応じて構成員毎に評定を行うものとする。

3 第4条に規定する評定の種類に応じた評定方法は次の各号に掲げるとおり行うものとする。

一 しゅん功評定

- ① しゅん功評定の評定者は、検査員、総括技術評価員及び主任技術評価員とする。
- ② 評定者は、考査項目別運用表（別紙1～3）を用いて評価を行い、その結果を記録するものとする。
- ③ 評定者は、考査項目別運用表（別紙1～3）の結果について、中間技術検査の実施の有無に応じて次のとおり記録し、作成するものとする。

1) 中間技術検査を行っている場合

評定点算出表（中間技術評定）（別記様式1）及び考査項目別運用表（別紙1～3）で

評価した結果を、出来形及び出来ばえ評定値算出表（別記様式 2）、工事成績採点表（別記様式 3-1）、項目別評定点算出表（別記様式 4-1）、工事成績評定表（別記様式 5）に反映し、作成するものとする。

2) 中間技術検査を行っていない場合

考查項目別運用表（別紙 1～3）で評価した結果を、出来形及び出来ばえ評定値算出表（別記様式 2）、工事成績採点表（別記様式 3-2）、項目別評定点算出表（別記様式 4-2）、工事成績評定表（別記様式 5）に反映し、作成するものとする。

④ 評定者は、一部しゅん功評定を行っている場合は、前項③で作成した項目別評定点算出表（別記様式 4-1 又は別記様式 4-2）の細目別評定点及び一部しゅん功評定で作成した項目別評定点算出表（別記様式 4-1 又は別記様式 4-2）の細目別評定点を使用して項目別評定点算出表（別記様式 4-3）を作成のうえ、その結果を工事成績評定表（別記様式 5）に反映させるものとする。

⑤ しゅん功評定に使用する別紙又は別記様式は、次のとおりとする。

《上記②に使用する別紙又は別記様式》		
考查項目別運用表	検査員	別紙 3
	総括技術評価員	別紙 2
	主任技術評価員	別紙 1
《上記③に使用する別紙又は別記様式》		
・ 中間技術検査を行っている場合		
評定点算出表（中間技術検査）		別記様式 1
出来形及び出来ばえ評定値算出表		別記様式 2
工事成績採点表		別記様式 3-1
項目別評定点算出表		別記様式 4-1
工事成績評定表		別記様式 5
・ 中間技術検査を行っていない場合		
出来形及び出来ばえ評定値算出表		別記様式 2
工事成績採点表		別記様式 3-2
項目別評定点算出表		別記様式 4-2
工事成績評定表		別記様式 5
《上記④に使用する別紙又は別記様式》		
・ 項目別評定点算出表		別記様式 4-3
・ 工事成績評定表		別記様式 5

二 一部しゅん功評定

① 一部しゅん功評定の評定者は、検査員、総括技術評価員及び主任技術評価員とする。

② 評定者は、考查項目別運用表（別紙 1～3）を用いて評価を行い、その結果を記録するものとする。

③ 評定者は、考查項目別運用表（別紙 1～3）の結果について、中間技術検査の実施の有無に応じて次のとおり記録し、作成するものとする。

1) 中間技術検査を行っている場合

評定点算出表（中間技術評定）（別記様式 1）及び考查項目別運用表（別紙 1～3）で評価した結果を、出来形及び出来ばえ評定値算出表（別記様式 2）、工事成績採点表（別記様式 3-1）、項目別評定点算出表（別記様式 4-1）、工事成績評定表（別記様式 5）に反映し、作成するものとする。

2) 中間技術検査を行っていない場合

考查項目別運用表（別紙 1～3）で評価した結果を、出来形及び出来ばえ評定値算出表（別記様式 2）、工事成績採点表（別記様式 3-2）、項目別評定点算出表（別記様式 4-2）、工事成績評定表（別記様式 5）に反映し、作成するものとする。

- ④ 一部しゅん功評定に使用する別紙又は別記様式は次のとおりとする。

《上記②に使用する別紙又は別記様式》		
考査項目別運用表	検査員	別紙 3
	総括技術評価員	別紙 2
	主任技術評価員	別紙 1
《上記③に使用する別紙又は別記様式》		
・ 中間技術検査を行っている場合		
評定点算出表（中間技術検査）		別記様式 1
出来形及び出来ばえ評定値算出表		別記様式 2
工事成績採点表		別記様式 3-1
項目別評定点算出表		別記様式 4-1
工事成績評定表		別記様式 5
・ 中間技術検査を行っていない場合		
出来形及び出来ばえ評定値算出表		別記様式 2
工事成績採点表		別記様式 3-2
項目別評定点算出表		別記様式 4-2
工事成績評定表		別記様式 5

三 中間技術評定

- ① 中間技術評定の評定者は、検査員とする。
- ② 評定者は、考査項目別運用表（別紙 3）を用いて評価を行い、その結果を記録するものとする。
- ③ 考査項目別運用表（別紙 3）で評価した結果を、評定点算出表（中間技術評定）（別記様式 1）に反映し作成するものとする。
- ④ 中間技術評定に使用する別紙又は別記様式は次のとおりとする。

《上記②に使用する別紙又は別記様式》		
考査項目別運用表	検査員	別紙 3
《上記③に使用する別紙又は別記様式》		
評定点算出表（中間技術検査）		別記様式 1

- 4 第 5 条の評定の内容のうち、「創意工夫」、「社会性等」の評定に際しては、別に定める「各工事の共通仕様書」の規定に基づき受注者からの資料の提出があった場合に考慮するものとする。

第7条（評定結果の報告）

評定を行ったときは、次のとおり手続を行うものとする。

(1) しゅん功評定

- ① 評定者は、しゅん功評定を行ったときは、5日以内（休日を除く。以下同じ）に第6条第3項の一で作成した別紙及び別記様式を検査責任者に提出するものとする。
- ② 検査責任者は、提出された別紙及び別記様式の内容を確認し、契約責任者に報告するものとする。

(2) 一部しゅん功評定

- ① 評定者は、一部しゅん功評定を行ったときは、5日以内に第6条第3項の二で作成した別紙及び別記様式を検査責任者に提出するものとする。
- ② 検査責任者は、提出された別紙及び別記様式の内容を確認し、保管するものとする。
- ③ 検査責任者は、しゅん功検査の検査員任命時に前項の別紙及び別記様式を検査員に手交するものとする。

(3) 中間技術評定

- ① 評定者は、中間技術評定を行ったときは、5日以内に第6条第3項の三で作成した別紙及び別記様式を検査責任者に提出するものとする。
- ② 検査責任者は、提出された別紙及び別記様式の内容を確認し、保管するものとする。
- ③ 検査責任者は、その後のしゅん功（一部しゅん功）検査または中間技術検査の検査員任命時に前項の別紙及び別記様式を検査員に手交するものとする。

第8条（評定結果の通知）

契約責任者は、検査責任者から第7条（1）②の報告を受けたときは、当該工事の受注者に対して、速やかに評定の結果を書面により通知するものとする。

《通知する書面》

工事成績評定通知書	別記様式6
項目別評定点	別記様式6（別表1）

第9条（評定の修正）

- (1) 契約責任者は、第8条の通知をし、工事目的物の引渡しを受けた後、工事請負契約書に基づくかしの修補を請求し、または修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求したときは、関連する評定項目の評定結果を修正するものとする。
- (2) 契約責任者は前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に対して第8条の書面により通知するものとする。

第10条（説明請求の受付け）

(1) 契約責任者は、第8条の通知または第9条の通知を行った場合は、当該通知を行った日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）に、下記に示す書面により当該工事の受注者から評定の内容について説明請求を受け付けるものとする。なお、受付方法は、持参、書留郵便または電子メールによるものとし、これ以外は認めないものとする。

《説明請求を受ける書面》

説明請求書	別記様式7
-------	-------

第 11 条（説明請求に対する回答）

（１）契約責任者は、第 10 条の説明請求を受けた場合は、評定者を委員として含む技術審議会の審議を経て、審議の報告を受けた日から起算して 7 日以内（休日を含まない。）に下記に示す書面により回答するものとする。

《回答する書面》

工事成績評定に係る説明書（回答）

別記様式 8

（２）契約責任者が事務所の長の場合において、前項の回答を行った場合は支社の長に対し説明請求書及び工事成績評定に係る説明書（回答）の写しを支社の長に提出するものとする。

第 12 条（再説明請求の受付け）

（１）支社の長は、契約責任者が第 11 条の回答を行った場合は、当該回答を行った日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、下記に示す書面により回答を受けた者から再説明請求を受け付けるものとする。なお、受付方法は、持参、書留郵便または電子メールによるものとし、これ以外は認めないものとする。

《再説明請求を受ける書面》

再説明請求書

別記様式 9

第 13 条（再説明請求に対する回答）

（１）支社の長は、第 12 条の再説明請求を受けた場合は、評定者及び有識者を委員として含む技術審議会の審議を経て、審議の報告を受けた日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に下記に示す書面により回答するものとする。

（２）有識者は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公立中立の立場を堅持できる者とする。

《回答する書面》

工事成績評定に係る再説明書（回答）

別記様式 10

第 14 条（評定結果等の公表）

契約責任者は、下記に示す事項に該当する場合は速やかに当該工事の発注機関において閲覧方式による公表を行うものとする。

	公表に付す内容
① 評定結果の通知を行った場合	評定通知書
② 説明請求に対する回答を行った場合	説明請求書 及び 工事成績評定に係る説明書（回答）
③ 再説明請求に対する回答を行った場合	再説明請求書 及び 工事成績評定に係る再説明書（回答）

以 上

《附則》

1. この要領は、平成 26 年 8 月 1 日以降に入札公告を行う工事のしゅん功評定、一部しゅん功評定及び中間技術評定について適用するものとする。